

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会 議 案

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 号

令和 6 年度小樽市一般会計補正予算

令和 6 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,013,626 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,035,848 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		12,707,164	937,000	13,644,164
	2 国庫補助金	2,779,021	937,000	3,716,021
21 繰入金		2,839,928	76,626	2,916,554
	2 基金繰入金	2,804,263	76,626	2,880,889
歳 入 合 計		62,022,222	1,013,626	63,035,848

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		5,033,945	1,013,626	6,047,571
	1 総務管理費	4,843,799	1,013,626	5,857,425
歳 出 合 計		62,022,222	1,013,626	63,035,848

令和 6 年度小樽市一般会計補正予算

令和 6 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 542,289 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,578,137 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第 2 条 市債の変更は、「第 2 表 市債補正」による。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 使用料及び 手数料		855,650	△ 4,767	850,883
	1 使用料	519,849	△ 4,767	515,082
17 国庫支出金		13,644,164	1,489	13,645,653
	1 国庫負担金	9,901,881	1,489	9,903,370
20 寄 附 金		1,250,000	2,200	1,252,200
	1 寄 附 金	1,250,000	2,200	1,252,200
21 繰 入 金		2,916,554	290,683	3,207,237
	2 基金繰入金	2,880,889	290,683	3,171,572
23 諸 収 入		1,894,063	203,684	2,097,747
	4 雑 入	561,128	203,684	764,812
24 市 債		4,902,200	49,000	4,951,200
	1 市 債	4,902,200	49,000	4,951,200
歳 入 合 計		63,035,848	542,289	63,578,137

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		6,047,571	52,087	6,099,658
	1 総 務 管 理 費	5,857,425	52,087	5,909,512
3 民 生 費		25,893,677	12,923	25,906,600
	2 児 童 福 祉 費	5,490,887	70	5,490,957
	5 民 生 施 設 費	382,404	12,853	395,257
4 衛 生 費		6,385,417	375,745	6,761,162
	1 保 健 衛 生 費	2,434,116	2,012	2,436,128
	2 保 健 所 費	506,534	373,733	880,267
7 商 工 費		1,656,220	44,564	1,700,784
	1 商 工 費	1,656,220	44,564	1,700,784
8 土 木 費		6,456,560	53,840	6,510,400
	2 道路橋りょう費	2,957,795	49,000	3,006,795
	6 港 湾 費	2,153,909	4,840	2,158,749
10 教 育 費		2,464,835	3,130	2,467,965
	1 教 育 総 務 費	120,251	2,130	122,381
	5 社 会 教 育 費	448,524	1,000	449,524
歳 出 合 計		63,035,848	542,289	63,578,137

第2表 市債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
民 生 施 設 整 備 事 業 費	2 1 8 , 6 0 0	2 2 3 , 5 0 0
道 路 新 設 改 良 事 業 費	4 6 9 , 5 0 0	5 1 3 , 6 0 0

令和 6 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,909 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,105,800 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 国庫支出金		—	7,909	7,909
〔従来の2款を3款に改め、以下順次繰り下げる。〕	1 国庫補助金	—	7,909	7,909
歳 入 合 計		13,097,891	7,909	13,105,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		382,117	7,909	390,026
	1 総務管理費	382,117	7,909	390,026
歳 出 合 計		13,097,891	7,909	13,105,800

令和 6 年度小樽市下水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 6 年度小樽市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 6 条の表中

「

起債の目的	限度額
	千円
下水道事業費	1,065,000
下水道事業債 (特別措置分)	41,200

」

「

起債の目的	限度額
	千円
下水道事業費	1,065,000
下水道事業債 (特別措置分)	45,100

」

を

に改める。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市自治基本条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市自治基本条例の一部を改正する条例
小樽市自治基本条例（平成 2 5 年小樽市条例第 3 4 号）の一部を次のように
改正する。

第 7 条中「別」を「個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）
及び別」に、「利用の停止」を「利用停止」に改める。

第 2 0 条の見出しを「（計画的な行政運営）」に改め、同条中第 4 項を第 5
項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「単に」を
削り、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

市は、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れ、
計画的な行政運営に努めます。

第 3 1 条第 2 項中「生かし」の次に「、市民にも、訪れる人にも」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（小樽市総合的な計画の策定等に関する条例の一部改正）

- 2 小樽市総合的な計画の策定等に関する条例（平成 2 9 年小樽市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第1項」を「第20条第2項」に改める。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、経営の視点を取り入れた計画的な行政運営に努めることを明記するとともに、市民にも、訪れる人にも、魅力的なまちづくりを進めることを明確にするほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市税条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例
小樽市税条例（昭和 2 5 年小樽市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 3 中「第 4 号及び」を「同号及び」に、「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

第 3 4 条の 4 中「第 4 号及び」を「同号及び」に改める。

第 3 4 条の 5 及び第 3 4 条の 6 中「第 3 号及び」を「同号及び」に改める。

第 6 9 条の 2 第 1 項第 1 号中「（以下「身体障害者」という。）」を削り、「「精神障害者」」を「これらを「身体障害者等」」に、「身体障害者又は精神障害者」を「身体障害者等」に、「当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「当該身体障害者等、当該身体障害者等」に改め、同条第 2 項中「身体障害者又は身体障害者等」を「身体障害者等、身体障害者等」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項及び第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、前年度に当該減免を受け、当該減免を受けた事由が引き続き存続していると市長が認める者については、この限りでない。

附則第 3 条の 3 を削る。

附則第 1 6 条の 3 中第 2 6 項を第 2 8 項とし、第 2 3 項から第 2 5 項までを

2 項ずつ繰り下げ、第 2 2 項を第 2 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 4 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 1 6 条の 3 中第 2 1 項を第 2 2 項とし、第 1 4 項から第 2 0 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 3 項の次に次の 1 項を加える。

1 4 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 4 条の 3 の改正規定（「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める部分に限る。） 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 附則第 3 条の 3 を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第 2 条 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に整備された旧法附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、バイオマス発電設備の固定資産税等の特例措置の特例率を定めるとともに、所要の改正を行うほか、軽自動車税種別割の減免手続の見直し等を行うためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 7 号

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）」に、「一部改正省令」を「一部改正府令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 8 号

小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する
条例及び小樽市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する
条例及び小樽市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する
条例

(小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する
条例の一部改正)

第 1 条 小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する
条例（平成 2 7 年小樽市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「同法第 2 条第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

附則第 2 項中「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 3
0 年厚生労働省令第 3 0 号）」を「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援
等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働
省令第 6 1 号）」に改める。

(小樽市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)

第 2 条 小樽市地域包括支援センター運営協議会条例（平成 2 7 年小樽市条例
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、改正後の同令のとおり適用するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例

小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例（昭和 6 2 年小樽市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 5 条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 3 条 旧日本郵船の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定期間）

第 4 条 旧日本郵船の指定管理者として指定する期間は、5 年以内とする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 旧日本郵船への入館の許可に関する業務
- (2) 旧日本郵船の建物、附属設備、展示資料その他市が所有し、又は占有する物（以下「建物等」という。）の維持管理に関する業務。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）と指定管理者との協議により定めるものを

除く。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める旧日本郵船の運営に関する業務

第9条を第10条とする。

第8条中「建物、附属施設又は展示資料その他の備付品」を「建物等」に改め、同条を第9条とする。

第7条各号列記以外の部分中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「旧日本郵船の建物、附属施設若しくは展示資料その他の備付品」を「建物等」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（開館時間等）

第6条 旧日本郵船の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 旧日本郵船の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において単に「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、委員会又は指定管理者が必要があると認めるときは、委員会と指定管理者との協議により、第1項の開館時間若しくは前項の休館日を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

（指定管理者による管理ができない場合等の措置）

2 指定管理者の指定を取り消した場合その他旧日本郵船の管理を指定管理者に行わせることができない場合においては、この条例の規定により指定管理

者が行うべき行為は、委員会が行うものとする。指定管理者が行う業務の全部又は一部を停止した場合における当該停止されている業務についても、同様とする。

別表中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の改正を行うためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 10 号

工事請負契約について

観光船ターミナル新築工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 6 年 6 月 11 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 観光船ターミナル新築工事
- 2 契 約 金 額 5 億 8, 3 0 0 万円
- 3 契約の相手方 小樽市若竹町 3 番 1 号
近藤・西條共同企業体
代表者
近藤工業株式会社

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 11 号

工事請負契約について

港湾管理事務所新築工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 6 年 6 月 11 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 港湾管理事務所新築工事
- 2 契 約 金 額 2 億 7, 3 9 0 万円
- 3 契約の相手方 小樽市若松 1 丁目 7 番 1 8 号
福島・大忠安藤共同企業体
代表者
株式会社福島工務店

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 2 号

工事請負変更契約について

第 3 号ふ頭小型船だまり整備工事の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

1 工 事 名 称 第 3 号ふ頭小型船だまり整備工事

2 契 約 金 額

変 更 前 2 億 1, 5 6 0 万円

変 更 後 2 億 7, 3 5 0 万 4, 0 0 0 円

3 契約の相手方 小樽市若竹町 3 番 1 号

近藤・小田・みかみ共同企業体

代表者

近藤工業株式会社

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 13 号

工事請負変更契約について

小中学校校舎冷房設備設置工事（忍路中央小ほか 9 校）の請負変更契約を下
記のとおり締結する。

令和 6 年 6 月 11 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 小中学校校舎冷房設備設置工事（忍路中央小ほか 9 校）
- 2 契 約 金 額
変 更 前 1 億 7, 7 1 0 万円
変 更 後 1 億 7, 5 8 6 万 8, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 小樽市稲穂 1 丁目 7 番 1 号
丸コ・伴共同企業体
代表者
株式会社丸コ組

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 4 号

工事請負変更契約について

小中学校校舎冷房設備設置工事（花園小ほか 8 校）の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

1 工 事 名 称 小中学校校舎冷房設備設置工事（花園小ほか 8 校）

2 契 約 金 額

変 更 前 1 億 6 , 1 7 0 万円

変 更 後 1 億 6 , 4 2 8 万 5 , 0 0 0 円

3 契約の相手方 小樽市入船 4 丁目 3 1 番 1 6 号

加藤・三央共同企業体

代表者

株式会社加藤設備

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 5 号

工事請負変更契約について

小中学校校舎冷房設備設置工事（桜小ほか 8 校）の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

1 工 事 名 称 小中学校校舎冷房設備設置工事（桜小ほか 8 校）

2 契 約 金 額

変 更 前 1 億 6, 6 9 2 万 5, 0 0 0 円

変 更 後 1 億 7, 0 2 0 万 5, 7 5 0 円

3 契約の相手方 小樽市入船 5 丁目 2 4 番 7 号

山吹・コマツダ共同企業体

代表者

山吹商工株式会社

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 6 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

小樽市議会議員 松 井 真美子

同 酒 井 隆 裕

同 高 野 さくら

同 小 貫 元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から42年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持

込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

（目的）

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

（非核港湾行政の推進）

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使

用に協力しない。

- 2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。
- 3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 17 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 7 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

中	川	め	ぐ	み
安	井	能		彦
竹	生	美		雪
伊	藤	百	合	子

令和 6 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

報告第 1 号

専決処分報告

小樽市税条例の一部を改正する条例（令和 6 年小樽市条例第 26 号）を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 30 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例

小樽市税条例（昭和 25 年小樽市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 4 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 15 条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 15 条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 23 条第 1 項又は第 4 項の規定による

申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで
提出されたもの及びその時まで提出された第24条第1項の確定申告書
を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これ
らの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が
認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第5条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改め
る。

附則第8条の5を附則第8条の9とし、附則第8条の4の次に次の4条を加
える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第8条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及
び第5項の規定により控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額
を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次
条及び附則第8条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）
の第16条、第19条から第20条の2まで、附則第4条第2項、附則第8
条第1項、附則第8条の3の2第1項、前条及び附則第9条の規定を適用し
た場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第19条の2第2項、第30条の1
4第1項及び前条の規定の適用については、第19条の2第2項及び前条中
「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び法附則第
5条の8第6項」と、第30条の14第1項中「課した」とあるのは「附則
第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の
前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における
前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第8条の5第1項の規定
の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第8条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第29条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額

控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第29条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第29条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第30条の10第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第8条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第30条の11第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び第30条の11第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第30条の11第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号におい

て同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第30条の12に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分

金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年

の 1 月 3 1 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 3 0 条の 1 3 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 8 条の 7 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第 1 項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 3 0 条の 1 4

第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2

月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の第 3 0 条の 1 4 第 2 項の規定により読み替えられた第 3 0 条の 1 1 第 1 項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第 3 0 条の 1 3 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 8 条の 7 第 3 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和 6 年度分の個人の市民税につき第 3 0 条の 1 5 第 1 項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 8 条の 8 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 1 2 第 3 項及び第 4 項の規定により控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 1 6 条、第 1 9 条から第 2 0 条の 2 まで、附則第 4 条第 2 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 8 条の 4 及び附則第 9 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 9 条の 2 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 9 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 0 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8

条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１０条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
附則第１２条第３項に次の１号を加える。

(5) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１２条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
附則第１５条第５項に次の１号を加える。

(5) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１５条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
附則第１６条第２項に次の１号を加える。

(5) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
附則第１６条の２の６第２項に次の１号を加える。

(5) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の２の６第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の２の８第２項に次の１号を加える。

(5) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の２の８第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の２の８第５項に次の１号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 6 条の 2 の 8 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 6 条の 2 の 9 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 6 条の 2 の 9 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 6 条の 2 の 9 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 6 条の 2 の 9 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 6 条の 2 の 1 0 第 2 項中「第 3 5 項まで、第 3 8 項、第 3 9 項、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」を「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に改める。

附則第 1 6 条の 3 第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号イ」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ロ」に改め、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ハ」に改め、同条第 2 1 項を削り、

同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同項を同条第 2 1 項とし、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改め、同項を同条第 2 2 項とし、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改め、同項を同条第 2 3 項とし、同条第 2 5 項中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同項を同条第 2 4 項とし、同条中第 2 6 項を第 2 5 項とし、第 2 7 項を第 2 6 項とする。

附則第 1 6 条の 4 中第 1 1 項を第 1 2 項とし、同条第 1 0 項各号列記以外の部分及び第 5 号中「附則第 7 条第 1 7 項」を「附則第 7 条第 1 8 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 1 6 項各号」を「附則第 7 条第 1 7 項各号」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 1 1 項各号」を「附則第 7 条第 1 2 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 1 0 項各号」を「附則第 7 条第 1 1 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、法附則第 1 5 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、前項に規定する期限までに法施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 1 5 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定

を適用することができる。

附則第 17 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 18 条の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 19 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 19 条の 2 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条中「令和 3 年法律第 7 号」を「令和 6 年法律第 4 号」に、「令和 3 年改正法」を「令和 6 年改正法」に、「附則第 14 条」を「附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 20 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 24 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 24 条の 2 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条中「令和 3 年改正法附則第 14 条」を「令和 6 年改正法附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 25 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 31 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の小樽市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税

及び都市計画税について適用し、令和５年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

- ２ 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。